

表1 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運行予定者(地域内フィーダー系統)

市区町村	運行予定者名	運行系統名 (申請番号)	運行系統			系統 キロ程	計画 運行 日数	計画運 行回数	再 編 特 例 措 置	地域内フィーダー系統の基準適合 (別表7及び別表9)			
			起点	経由地	終点					運行態様の 別	基準口で 該当する 要件	接続する補助対象 地域間幹線系統等 との接続確保策	基準二で該 当する要件 (別表7のみ)
岡崎市	名鉄バス(株)	(1) 額田支所市民病院線	額田支所前	ちせい台公園	市民病院	往13.8km 復13.8km	365日	2128.5回		路線定期	②(1)	市民病院バス停で名鉄バス「桜形線」、額田支所前バス停で名鉄バス「くらがり線」と接続	③
	豊栄交通(株)	(2) 下山地区線A	桃ヶ久保	市民病院	岡崎げんき館前	往25.9km 復25.9km	243日	724.5回		路線定期	②(1)	市民病院バス停で名鉄バス「桜形線」と接続	③
		(3) 下山地区線B	岡崎げんき館前	桃ヶ久保	北部診療所	往31.5km 復 km	99日	49.5回		路線定期	②(1)		③
	(株)西三交通	(4) 切山・小久田・毛呂・井沢ルート	北部診療所	切山横手辻	北部診療所	循環26.0km	49日	98.0回		路線定期	②(1)	桜形バス停で名鉄バス「桜形線」と接続	③
		(5) 南大須・鍛埜ルート	北部診療所	須渕橋	北部診療所	循環22.3km	49日	98.0回		路線定期	②(1)	桜形バス停及び須渕橋バス停名鉄バス「桜形線」と接続	③
	岡東運輸(株)	(6) 大雨河ルート	宮崎診療所	高雲寺	宮崎診療所	循環22.9km	49日	147.0回		路線定期	②(1)	宮崎学区市民ホーム前バス停で名鉄バス「くらがり線」と接続	③
		(7) 千万町ルート	宮崎診療所	木下公民館	宮崎学区市民ホーム前	往17.3km 復 km	49日	49.0回		路線定期	②(1)		③
		(8) 夏山ルート	額田支所前	平針	星野クリニック	往18.3km 復18.3km	48日	48.0回		路線定期	②(1)	額田支所前バス停で名鉄バス「くらがり線」と接続	③
		(9) 鳥川ルート	市道	ハズノモト	星野クリニック	往11.2km 復11.2km	48日	48.0回		路線定期	②(1)		③

(注)

1. 区域運行の場合は、運行系統の「経由地」に営業区域を記することとし、「系統キロ程」について記載を要しない。
2. 「系統キロ程」については、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで記載すること。なお、循環系統の場合には、往又は復のどちらかの欄にキロ程を記載し、もう片方の欄に「循環」と記載すること。
3. 「再編特例措置」については、地域公共交通再編実施計画の認定を受け、地域内フィーダー系統に係る特例措置の適用(別表9)を受けて補助対象となる場合のみ「○」を記載する。
4. 「運行態様の別」については、路線定期運行、路線不定期運行、区域運行の別を記載すること。
5. 「接続する補助対象地域間幹線系統等と接続確保策」については、地域内フィーダー系統が接続する補助対象地域間幹線系統又は地域間交通ネットワークと、どのように接続を確保するかについて記載する。
6. 本表に記載する運行予定系統を示した地図及び運行ダイヤを添付すること。

表5 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要

市区町村名	岡崎市
-------	-----

(単位:人)

	人 口
人口集中地区以外	91,802
交通不便地域	8,109

交通不便地域の内訳

人 口	対象地区	根拠法
8,109	旧額田地区	山村振興法

地域公共交通網形成計画、地域公共交通再編実施計画の策定年月日及び算定式適用開始年度

計画名	策定年月日	算定式適用開始年度
岡崎市地域公共交通網形成計画	平成28年5月27日	平成29年度

(※参考)

対象人口	算定式	国庫補助上限額

(※) 省略可。

協議会において承認を得る必要があるなど、自治体の必要性に応じて記載可。なお、記載する場合の適用算定式においては平成31年度(令和元年度)における地域内フィーダー系統確保維持費国庫補助金に係る国庫補助上限額の通知(令和元年6月25日付国総支第9号)の算定式を用いること。

(1) 記載要領

1. 人口は最新の国勢調査結果を基に記載すること。ただし、地方運輸局長等が指定する交通不便地域の場合は、申請する年度の前年度の3月末現在の住民基本台帳を基に記載すること。
※なお、実施要領等で別に定める場合は、それによること。
2. 「人口集中地区以外」の欄は、国勢調査結果により設定された人口集中地区に該当しない地区の人口を記載すること。
3. 「交通不便地域」の欄は、地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱(以下、「交付要綱」という。)の別表7(ロ②(1))に記載のある過疎地域の人口及び交付要綱別表7(ロ②(2)(実施要領の2.(1)⑭))に基づき地方運輸局長等が指定する交通不便地域の人口の合計(重複する場合を除く)を記載すること。
4. 「対象地区」の欄には、当該市町村の一部が上記3.に掲げる法律(根拠法)に基づき地域指定されている場合に、根拠法ごとに当該区域の旧市町村名等を記載すること。また、地方運輸局長等が指定する交通不便地域が存在する場合には、該当する区域名を記載すること。
5. 「根拠法」の欄は、交通不便地域を地方運輸局長等が指定した場合は、「局長指定」と記載すること。

(2) 添付書類

1. 人口集中地区以外の地区及び交通不便地域の区分が分かる地図
(ただし、全域が交通不便地域となる場合には省略可)

添付書類

1. 人口集中地区以外の地区及び交通不便地域の区分が分かる地図

